

住居確保給付金 (家賃補助) ご案内



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう

橋本市健康福祉部福祉課

1. 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職、自営業の廃業（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により経済的に困窮し、住居を喪失した方（以下「住居喪失者」という。）又は喪失するおそれのある方（以下「住居喪失のおそれのある方」という。）で、常用就職（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職）に向けた意欲があり、求職活動等を誠実に実施する方に対し、家賃相当分（家賃全額ではありません。）の住居確保給付金を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

◎相談・手続きの窓口

- ★ 住居喪失者であり、新規に賃貸住宅を賃借する場合、新たな居住地が所在する自立相談支援機関が窓口となります。
- ★ 住居喪失のおそれのある方で、現に賃貸住宅を賃借している場合、現居住地に所在する自立相談支援機関が窓口となります。（橋本市の場合、福祉課です。）

◎支給額：下記の金額を上限として、家賃の実費分について支給します。

- ★ 共益費、管理費、駐車場代、光熱水費等は含まれませんので、申請者の自己負担となります。滞納した家賃へ充当することはできません。原則として、支給決定後の支給額の変更は行われません。

※橋本市の場合、下記の金額が支給額の上限です。

世帯人数	支給上限額
単身世帯（1人）	32,000円
複数世帯（2人）	38,000円
// （3人～5人）	42,000円
// （6人）	45,000円
// （7人以上）	50,000円

- ※ 世帯の収入状況が基準額（2ページ④）を超える場合は、次の計算式により算出される金額が支給額となります。

支給額 = 基準額 + 家賃額 - 収入額

- ※ 家賃額は、賃貸住宅の一月当たりの家賃額になります。
- ※ 100円未満の端数が生じたときは100円に切り上げます。

- ★ 次のことにご注意ください。

住宅を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）

- ・上記金額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります。

住宅を損失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）

- ・現在ご契約の家賃金額が、上記金額を超えている場合、超えた金額については、申請者の自己負担となります。

◎支給期間：原則3か月

- ★ ただし、求職活動等を誠実に実施している方については3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。
⇒ 以前に支給を受けたことがあっても、再支給の申請ができる場合があります。

◎支給方法：貸主等の口座へ直接振り込みます。

- ※ 申請者の口座へ振り込むことはできません。
- ※ 家賃をクレジット払いとしている方は、ご相談ください。

2. 家賃補助を受けるための要件

申請時には、以下の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 離職等又は、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失している又は喪失するおそれがあること

※申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが、申請者が居住可能な住宅を所有していないこと。

- ② ア) 離職等の場合は、申請日において、離職等の日から2年以内であること。

※ただし、当該期間に疾病、負傷、育児その他橋本市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とする（最長4年）

- イ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること

※離職には、事業を行う個人の当該事業の廃止も含まれます。廃業届等、廃業したことを確認できる書類をご用意ください。

- ③ ア) 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと

- イ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

※離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も対象となります。

- ④申請日の属する月における世帯収入が、下記の収入基準額の範囲内であること

区分	基準額+家賃額（上限）＝ 収入基準額
単身世帯	86,000円 + 家賃額（上限32,000円）
2人世帯	124,000円 + 家賃額（上限38,000円）
3人世帯	147,000円 + 家賃額（上限42,000円）
4人世帯	175,000円 + 家賃額（上限42,000円）
5人世帯	209,000円 + 家賃額（上限42,000円）
6人世帯	242,000円 + 家賃額（上限45,000円）
7人世帯	275,000円 + 家賃額（上限50,000円）

※家賃額の上限は、橋本市における生活保護住宅扶助基準額に準拠しています。

※雇用保険の失業給付、年金等の公的給付も月額分として収入に含みます。

※22歳以下かつ就学中の子の収入は含みません。

- ⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産の合計が次の金額以下であること

世 帯 人 数	金融資産の上限額
単身世帯（1人）	516,000円
複数世帯（2人）	744,000円
〃 （3人）	882,000円
〃 （4人以上）	1,000,000円

- ⑥ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（※）を目指した求職活動を行うこと。ただし、②イ）に該当する方であって、自立に向けた活動を行うことが該当者の自立の促進に有効と橋本市が認める場合は、申請日の属する月から起算して三月間（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取り組みを行うことが該当者の自立の促進に有効であると橋本市が認めたときは、六月間）に限り、自立に向けた活動を行うことをもって、求職活動に代えることができます。

※「住居確保給付金」における「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいいます。

- ⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者及び申請者同一の世帯に属する方が受けていないこと

【例】

地方自治体等が実施する類似の給付等とは

- ・生活保護、中国残留邦人等支援給付、新婚世帯向け家賃補助 など

- ⑧申請者及び申請者同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

【具体的対応】

- ・暴力団員でないこと、また、暴力団員にならないことの誓約を求めるとともに、暴力団員該当性の確認のため官公署に調査を嘱託することの同意を求めます。
- ・申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合は警察署へ情報提供を依頼します。
- ・入居住宅の不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有すると疑われる場合は、警察署へ情報提供を依頼します。

3. 家賃補助の申請に必要な書類等は

まず、家賃補助を受けるための要件(2・3ページ参照)に適合しているか審査する必要があります。
ますので、次の書類を、橋本市役所福祉課に提出してください。
申請書類が一式そろった時点での受け付けとなります。

☐ ①住居確保給付金支給申請書(様式1-1)

☐ ②住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)

☐ ③本人確認書類

※次のいずれか(顔写真が無い書類の場合は2点)の写しが必要です。

☐ 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等

☐ ④離職等関係書類

☐ 2年以内(やむを得ない事情に該当する場合は最長4年以内)に離職又は廃業したことが確認できる書類(離職票等)の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

☐ やむを得ない事情に該当する場合は、医師の証明書その他の該当事情に該当する事の事実を証明することができる書類の写し

☐ ⑤収入関係書類(申請日の属する月の収入が確認できる書類)

☐ 申請者及び申請者同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類(給与明細・金融機関の通帳等)の写し(収入の変動がある場合は、直近3か月分がわかるもの)

※雇用保険の失業給付、年金等の公的給付も月額分として収入に含みます。

※22歳以下かつ就学中の子の収入は含みません。

☐ ⑥金融資産関係書類(金融資産が確認できる書類)

☐ 申請者及び申請者同一の世帯に属する方の金融資産(預貯金額等※)が確認できる書類(金融機関の通帳等)の写し等

※預貯金及び現金、債券、株式、投資信託、暗号資産をいいます。生命保険、個人年金保険、学資保険等は含みません。負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

☐ ⑦求職申込み・経営相談申し込み

◎離職、廃業、休業等(就職を目指す方)

☐ 求職受付票(ハローワークカード)の写し

◎休業等(事業再生等を目指す方)

☐ 経営相談先の名称を、住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A 裏面)へ記載してください

☐ ⑧入居(予定)住宅関係書類

◎住宅を喪失されている方

☐ 「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」※

◎住宅を喪失するおそれのある方

☐ 現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」の写し

☐ 「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)」※

※「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)」は、申請書受理後に窓口でお渡ししますので、貸主又は不動産媒介業者等に必要事項を記入してもらってください。

4. 家賃補助受給中における求職活動等

家賃補助の支給が決定されますと、「ハローワークの利用、自立相談支援機関等の支援員の助言」等により、常用就職に向けた求職活動等を行っていただく必要があります。

具体的には、次の通りです。受給者の義務ですので、必ず行ってください。

これを怠る場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

離職、廃業、休業等（就職を目指す方）

- ◆ 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員による面接等の支援を受けていただく必要があります。
支援員との面接時には、「職業相談確認票(参考様式6)」を持参し、ハローワークにおける職業相談状況を報告していただくとともに、その他の求職活動等の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」により報告していただきます。
- ◆ 毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けていただく必要があります。
活動時には、支給決定時にお渡しした「職業相談確認票(参考様式6)」をハローワークに持参してください。
- ◆ 毎週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けていただく必要があります。「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」により、報告していただきます。

休業等（事業再生等を目指す方）

- ◆ 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員による面接等の支援を受けていただく必要があります。
支援員との面接時には、「自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」を支援員に提示し、「自立に向けた活動計画(参考様式10)」による取り組みを報告していただきます。
- ◆ 毎月1回以上、経営相談先での経営相談を受けていただく必要があります。
「自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」に経営相談先での相談記録を記載してください。
- ◆ 毎月1回以上、「自立に向けた活動計画(参考様式10)」の計画に基づく活動を行う必要があります。

※支給期間を再延長した場合は、離職、廃業、休業等（就職を目指す方）と同じ求職活動を行っていただきます。

上記のほか、受給者の状況に応じて支援プランを策定しますので、自立相談支援機関の就労支援員から指示があれば、公共職業安定所の「生活保護受給者等就労自立促進事業」の支援を受けていただく必要があります。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第1号の規定による支給)

フリガナ	〇〇〇 〇〇〇
①氏 名	〇 〇 〇 〇
②生年月日	西暦 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 満(〇〇) 歳
③電話番号	

④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 離職又は第3条第1号に規定する場合

離職等の時期	西暦〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
離職等した事業所	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

2. 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	〇〇市で〇〇年〇〇月から飲食店で就労していたが、来客が激減し、勤務時間が大幅に減少した。
-------------------------	--

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	〇〇年〇〇月から〇〇〇〇株式会社に勤務し、離職するまで世帯主として生計を維持していた
---------------------------	--

⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
喪失した住居の住所	橋本市〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇号 〇〇アパート 〇〇号
現在の状況	〇〇〇〇

2. 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	橋本市〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇号 〇〇アパート 〇〇号
住居の家主等	〇〇 〇〇
喪失するおそれのある住居の家賃額	月〇〇,〇〇〇円
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	貯蓄等が少なく、今後の家賃が払えない状況であるため

⑦申請者及び申請者と同じ世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇			合計
氏 名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇			
続 柄	本 人	妻			
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日			
収入(月額)	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	円	円	〇〇,〇〇〇円
預貯金等	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	円	円	〇〇,〇〇〇円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

申立事項

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
(あて先) 橋本市長

申請者氏名 〇〇 〇〇〇

【手続きの場所・問い合わせ先】

橋本市健康福祉部福祉課（橋本市保健福祉センター内）

〒648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目3番1号

TEL：0736-33-3708（直通）

FAX：0736-32-2515

業務時間：午前8時30分から午後5時15分まで

土・日・祝日および12月29日から1月3日を除く。



橋本市マスコットキャラクター